

八幡市都市計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、審議会が非公開の決定をした場合は、非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う場合
- (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、審議会のつど、会場の広さ等を勘案して八幡市都市計画審議会会長（以下「会長」という。）が定める。

(傍聴の手続)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会の開催時刻の30分前から開催時刻の10分前までに会場にて、自己の住所及び氏名を所定の用紙に記入し受付をしなければならない。

2 傍聴の受付は前条で定める定員を満たすまで先着順で行うものとし、受付開始時点で定員を超えた場合は抽選により傍聴人を決定する。

3 傍聴人は、審議会が公開が決定された後、審議会事務局職員の指示に従って会場に入室するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 審議会の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他審議会を傍聴させることが不相当と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話する、騒ぎ立てるその他の審議会の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のため

に利用すると認められる物を携帯又は着用しないこと。

(4) 携帯電話を使用しないこと。

(5) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) その他審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨害になるような行為をしないこと。

(8) 会長の指示に従うこと。

(撮影及び録音の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの要領に違反すると認めたときは、警告したうえで、退場させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月11日から実施する。